

鳥取市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月25日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第11号

鳥取市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鳥取市国民健康保険条例（昭和34年鳥取市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

第12条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第14条第1号中「100分の7.2」を「100分の6.1」に改め、同条第2号中「23,000円」を「20,900円」に改め、同条第3号ア中「24,600円」を「22,000円」に改め、同号イ中「12,300円」を「11,000円」に改め、同号ウ中「18,450円」を「16,500円」に改める。

第14条の10第1号中「100分の2.4」を「100分の2.2」に改め、同条第2号中「9,400円」を「9,200円」に改める。

第18条第1項第1号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る

所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に改め、同項第2号及び第3号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同号中「前各号」を「前2号」に改める。

附則第3項中「地方税法第313条第3項」との次に「、「110万円」とあるのは「125万円」と」を加える。

附則第6項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項及び附則第6項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の鳥取市国民健康保険条例の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。